

議案第 58 号

亀山市個人情報保護条例の一部改正について

亀山市個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 8 月 27 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

# 亀山市条例第 号

## 亀山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条－第13条）

第3章 自己情報の開示請求等（第14条－第22条）

第4章 不服申立て（第23条・第24条）

第5章 雑則（第25条－第28条）

### 附則

#### 第1章 総則

第2条第1号中「個人及び法人その他の団体に関する情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報で文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ及び磁気ディスクその他これらに類するものに記録されるもの又は記録されたもの」を「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることとなるものを含む。）」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条に次の6号を加える。

- （5）保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(9) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第5条の次に次の章名を付する。

## 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

第7条第1項各号列記以外の「個人情報ファイル」の次に「（特定個人情報ファイルを含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第11条の見出し中「個人情報」を「特定個人情報以外の個人情報」に改め、同条第1項中「、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「超えて個人情報」を「超えて保有個人情報」に改め、同条第2項中「行ったときは、

速やかにその旨をその本人に通知しなければならない」を「行うときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害してはならない」に改め、ただし書を削り、同条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報の目的外利用の制限)

第11条の2 実施機関は、特定個人情報の取扱いに係る事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報の取扱いに係る事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を利用することができる。ただし、特定個人情報の取扱いに係る事務の目的の範囲を超えて利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第13条の次に次の章名を付する。

### 第3章 自己情報の開示請求等

第14条第1項中「本人は」を「何人も」に、「公文書に記録されている自己情報の記録の本人に係る部分」を「自己を本人とする保有個人情報(以下「自己情報」という。))」に改め、同条第2項中「又は成年被後見人の法定代理人」を「若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。))」に改める。

第15条第1項中「本人又は当該本人に係る前条第2項に規定する法定代理人(以下「本人等」という。))は、当該本人に係る」を「何人も、」に改め、同条第2項中「本人等は」を「何人も」に改め、「超えて自己情報」の次に「(特定個人情報を除く。))」を加

え、同条第3項中「本人等は」を「何人も」に改め、「規定によらないで」の次に「自己情報の」を加え、同条に次の2項を加える。

4 何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（1）当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

（2）第11条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

5 前条第2項の規定は、前各項に規定する請求の場合に準用する。

第16条中「、訂正、削除又は目的外利用等の中止」を「、自己情報の記録の訂正若しくは削除、目的外利用等の中止又は利用停止等」に、「本人等であること」を「本人であること（第14条第2項（前条第5項において準用する場合を含む。）の規定による請求にあっては、その代理人であること）」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第17条第1項中「15日以内」の次に「（特定個人情報に係る自己情報の開示又は自己情報の記録の訂正若しくは利用停止等の請求にあっては、当該請求があった日から30日以内）」を加え、同

条第2項中「決定をすることができないときは、」の次に「請求のあった日の翌日から起算して60日を限度として」を加える。

第18条の見出し中「実施及び方法」を「実施等」に改め、同条第1項中「（亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）」を削り、同条第4項中「又は目的外利用等の中止」を「、目的外利用等の中止又は利用停止等」に改め、同条に次の2項を加える。

5 実施機関は、前項の規定により自己情報の記録（情報提供等記録を除く。）の訂正又は削除をした場合において、必要があると認めるときは、当該記録の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

6 実施機関は、第4項の規定により情報提供等記録の訂正又は削除をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正又は削除に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第19条中「該当するもの」の次に「（以下「非開示情報」という。）」を加え、同条第2号中「その本人等に」を削り、同条第3号及び第5号から第7号まで中「本人等に」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（自己情報の存否に関する情報）

第19条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第20条中「前条」を「第19条」に改める。

第22条第1項中「法令等に」の次に「自己情報（特定個人情報を除く。）の」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第4章 不服申立て

第 2 4 条の次に次の章名を付する。

第 5 章 雑則

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- ( 1 ) 第 2 条の改正規定 公布の日
- ( 2 ) 第 1 8 条に 2 項を加える改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日